

# 子宮頸がん予防(HPV)ワクチン接種について

ワクチンの接種は、有効性と接種による副作用が起こるリスクを十分に理解した上で受けるようにしてください。詳しくは橿原市及び厚生労働省のホームページをご確認ください。

## 対象者

橿原市に住民票がある方で、小学6年生～高校1年生相当の年齢の女子

標準的な接種期間：中学1年生

※接種期限を過ぎると全額自己負担になります。  
(高校1年生相当の3月31日まで)



厚労省 子宮頸がんワクチン 検索

## 接種回数とスケジュール

2回または3回 <接種開始年齢によって2回目接種の時期が異なります>

**シルガード(9価ワクチン)** 1回目の2か月後に2回目を接種、1回目の6か月後に3回目を接種

当該方法をとることができない場合・・・2回目は、1回目から1か月以上の間隔をおいて接種。  
3回目は、2回目の接種から3か月以上の間隔をおいて接種。

1回目接種を小学6年生～15歳になる前日までにうけ、少なくとも5か月(通常6か月)以上の接種間隔をあげることで、計2回の接種でも可能です。(医療機関にご相談ください)

### <シルガード接種間隔>

1回目の接種を15歳になってから受ける場合

0か月

1回目

2か月

2回目

6か月

3回目

1回目の接種を15歳になるまでに受ける場合  
(小6～15歳になる前日)

0か月

1回目

6か月

2回目

## 接種時に必要なもの

予診票・母子健康手帳又は予防接種の記録がわかるもの



橿原市 子宮頸がん予防(HPV)ワクチンについて 検索

## 場所

### 委託医療機関

※市外または県外医療機関で接種する場合は、事前に手続きが必要です。詳しくは橿原市ホームページへ。

**持ち物**：母子健康手帳と予診票

**手続き場所**：健康増進課(保健センター北館4階)

接種日までに余裕をもってお越しください。

※ミグランス(分庁舎)では手続きできません。



橿原市 乳幼児、児童生徒予防接種関連手続き 検索

- ◇橿原市に住民票のない方や、転出日当日の接種はできません。
- ◇接種受付時間は医療機関により異なります。必ず事前に電話で予約をし、医療機関へは余裕をもって行くようにしてください。
- ◇16歳未満で保護者の方が同伴しない場合は、予診票1枚目の同意書を記入し、接種当日医療機関に提出してください。  
※16歳以上の方は本人の同意のみで接種可能です。予診票下部の保護者の記入欄は本人でご記入ください。

# 接種前に必ずお読みください

★予防接種の実施においては、体調の良い日に行う事が原則です。

お子様の健康状態が良好でない場合には、かかりつけ医等に相談の上、接種するか否かを決めてください。

## 1. ヒトパピローマウイルス(HPV)感染症の症状について

ヒトパピローマウイルスは皮膚や粘膜に感染するウイルスで、100以上の種類に分類されています。これらのうち主に粘膜に感染する種類は、性行為を介して生じる表皮の微小なキズから、生殖器粘膜に侵入して感染するウイルスであり、海外においては性活動を行う女性の50%以上が、生涯で一度は感染すると推定されています。

粘膜に感染する HPV のうち少なくとも 15 種類は子宮頸がんから検出され、「高リスク型 HPV」と呼ばれています。高リスク型 HPV の中でも 16 型、18 型とよばれる 2 種類は特に頻度が高く、海外の子宮頸がん発生の約 70%に関わっていると推定されています。また、子宮頸がん以外にも、海外において少なくとも 90%の肛門がん、40%の膣がん・外陰部がん・陰茎がんに関わっていると推定されています。その他、高リスク型に属さない種類のもは、生殖器にできる良性のイボである尖圭コンジローマの原因となることが分かっています。

## 2. 予防接種の効果と副反応について

ワクチンの中には、いくつかの種類ヒトパピローマウイルス (HPV) のウイルス成分が含まれており、予防接種を受けたお子様は、これらに対する免疫を獲得することができます。体内に免疫ができると、HPV にかかることを防ぐことができます。

ただし、予防接種により、軽い副反応がみられることがあります。また、極めて稀ですが、思い副反応がおこることがあります。予防接種後にみられる反応としては、下記のとおりです。

### ヒトパピローマウイルスワクチンの主な副反応

主な副反応は、発熱や局所反応（疼痛、発赤、腫脹）です。また、ワクチン接種後に注射による痛みや心因性の反応等による失神があらわれることがあります。失神による転倒を避けるため、接種後 30 分程度は体重を預けることができる背もたれのあるソファに座るなどして様子を見るようにしてください。

稀に報告される思い副反応としては、アナフィラキシー様症状（ショック症状、じんましん、呼吸困難など）、ギラン・バレー症候群、血小板減少性紫斑病（紫斑、鼻出血、口腔粘膜の出血等）、急性散在性脳脊髄炎（ADEM）等が報告されています。

※詳しくは厚生労働省のホームページや同封のリーフレットなどをご確認ください。

### ◎予防接種による健康被害救済制度について

・定期の予防接種によって引き起こされた副反応により、医療機関での治療が必要になったり、生活に支障がでるような障害を残すなどの健康被害が生じた場合には、予防接種法に基づく補償を受けることができます。

・健康被害の程度等に応じて、医療費、医療手当、障害児養育年金、障害年金、死亡一時金、葬祭料の区分があり、法律で定められた金額が支給されます。死亡一時金、葬祭料以外については、治療が終了する又は障害が治癒する期間まで支給されます。

・ただし、その健康被害が予防接種によって引き起こされたものか、別の要因（予防接種をする前あるいは後に紛れ込んだ感染症あるいは別の原因等）によるものなのかの因果関係を、予防接種・感染症医療・法律等、各分野の専門家からなる国の審査会にて審議し、予防接種によるものと認定された場合に補償を受けることができます。

### 次の方は、接種を受けられません

1. 明らかに発熱している方（通常は37.5℃を超える場合）
2. 重篤な急性疾患にかかっていることが明らかな方
3. ワクチンの成分（詳しくは医師にお尋ねください）によって、アナフィラキシー（通常接種後30分以内に出現する呼吸困難や全身性のじんましんなどを伴う重いアレルギー反応を含む）を起こしたことがある方
4. その他、医師が予防接種を受けるのが不相当と判断した方

### 次の方は、接種前に医師にご相談ください

1. 血しょう板が少ない方や出血しやすい方
2. 心臓血管系疾患、腎臓疾患、肝臓疾患、血液疾患や発育障害などでの基礎疾患がある方
3. 過去の予防接種で接種後2日以内に発熱やアレルギーと思われる異常（発疹、じんましん等）がみられた方
4. 過去にけいれん（ひきつけ）を起こしたことがある方
5. 過去に免疫状態の異常を指摘されたことのある方、又は近親者に先天性免疫不全症の者がいる方
6. 妊婦あるいは妊娠している可能性のある方（3回の接種期間中を含む）
7. 現在、授乳中の方

### 接種後の注意

1. 失神による転倒を避けるため、接種後30分程度は体重を預けることのできる、背もたれのあるソファに座るなどしてお子さんの様子をみてください。この間に、副反応が起こることがありますので、医療機関で待機し、医師とすぐに連絡をとれるようにしておきましょう。
2. 接種後は強く揉まず、軽く押さえる程度にとどめてください。
3. 接種後1週間は体調に注意しましょう。気になる症状があるときは医師にご相談ください。
4. 接種部位は清潔に保ちましょう。入浴は問題ありません。
5. 接種後丸1日は激しい運動は控えましょう。

### ★保護者以外の者が予防接種に同伴する場合（13歳未満）

定期の予防接種には、原則、保護者の同伴を必要とします。保護者が特段の理由で同伴することができない場合、接種するお子さんの健康状態を熟知する親族などが同伴することが可能です。接種の前に、疑問等があれば、あらかじめ医療機関や榿原市健康増進課に確認し理解したうえで、同伴者に委任してください。その場合、委任状が必要になりますので、右記の二次元コードから委任状を読み取り必要時コピーしてご使用ください。



#### <問い合わせ先>

榿原市畝傍町9-1 保健センター北館4階  
榿原市 健康増進課 TEL:0744-22-8331  
FAX:0744-24-9124

#### ワクチンを接種した後も・・・

ワクチンでは予防できない型のHPVによる病変を早期発見し早期治療するために、子宮頸がん検診の受診が必要です。20歳を過ぎたら、子宮頸がん検診を2年に1度受診しましょう！！